

平成24年5月15日

お客さま各位

備前信用金庫

### 本人確認記録書の誤廃棄について

今般、当金庫におきまして、お客さまの本人確認に係る書類を、誤って廃棄していることが判明しました。

このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。内部調査の結果、いずれも専門の廃棄業者による粉碎・溶解処理が行われており、外部流出の懸念はございません。

当金庫といたしましては、今回の事態を真摯に受け止め、全役職員に対して再発防止に向けお客さま情報の管理について再徹底するとともに、引き続き法令等の遵守に取り組んでまいります。

○誤廃棄した書類の名称	「本人確認記録書」(注1)および「本人確認資料」(注2)
○誤廃棄が判明した店舗	3ヶ店(伊里支店・佐伯支店・上道支店)
○該当期間	平成15年1月～平成16年3月
○対象のお客さま	3ヶ店にて、上記期間に、一定のお取引(口座開設取引)をいただいたお客さま(310名)

(注1)「本人確認記録書」とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により作成が義務付けられているお客様の本人確認を行ったことを記録した書類で、取引終了後7年間の保存義務があります。

なお、本人確認記録書には、お名前、住所、生年月日および確認書類の種類等が記載されています。

(注2)「本人確認資料」とは、運転免許証や健康保険証等の公的書類の写しで、本人確認記録書に添付している書類をいいます。

対象のお客さまには、法令に基づきあらためてご本人であることの確認をさせていただく場合がございますので、その際にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 【本件に関するお客さまからのお問い合わせ窓口】

電話番号 0869-64-4114(総務部 担当:中川・祇園)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

以上